

通番	質問	回答
1	<p>感染症対策や、高齢者虐待について委員会を設置する様義務化されているとのことですが、①1人事業所の場合でも委員会を設置(全て一人名称となります)と言う形でよろしいでしょうか。②研修の実施につきましては事業所外での研修も含まれるのでしょうか。③1人事業所の場合は所内で研修となりますと資料を熟読するような形になりますがその状態でも研修とみなされるのでしょうか。ご指導ください。</p>	<p>お見込みのとおり。  ①小規模事業所においても委員会の設置は必要。  ②研修の実施については事業所外の研修も含まれる。  ③小規模事業所においては他者・他機関のチェック機能が得られにくい環境にあるため積極的に外部機関等を活用されたい。  詳細は、介護保険最新情報 Vol.1225 問170を参照ください。</p>
2	<p>項目：業務継続計画の策定等 指摘項目：定期的な実施とあり、項目：虐待の防務継続計画の策定等 指摘項目：定期的な研修(年1回以上)の実施とあります。業務継続計画の策定等は年1回、2年に1回など具体的に教えて下されば幸いです。</p>	<p>通所介護及び地域密着型通所介護に係る業務継続計画の策定等においては以下の通り計画の策定、研修及び訓練について定められています。  ①感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じている  ②全ての従業者に対して、業務継続計画に係る研修を定期的(年1回以上+新規採用時)に実施し、研修の内容を記録している  ③業務継続計画に基づいた訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に実施している  ④定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っている</p>
3	<p>業務継続計画未策定減算が新設されますが策定の有無の届け出は特に必要はなかったでしょうか。もしすでに通達等でお知らせがありましたら申し訳ありません。ご教示お願い致します。</p>	<p>令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日から、訪問系サービス、居宅介護支援と介護予防支援で「業務継続計画(BCP)未策定減算」、短期入所系サービスと多機能系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用が始まります。居宅介護支援と介護予防支援については、「基準型」の届出は不要ですが、感染症と非常災害のどちらの業務継続計画も策定が必要です。両方の業務継続計画の策定と必要な措置を講じることができていない場合は、減算の対象となります。</p>
4	<p>「書面掲示」規制の見直しについて「書面掲示」に加えインターネット上で情報閲覧が完結するようウェブサイトに掲載・公表しなければならずとありますが、具体的に掲示するのではなく供覧も継続して実施してよいのでしょうか？</p>	<p>運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】  ※令和7年度から義務付けになっております。</p>
5	<p>福祉用具の例外給付の項目で、車いすのレンタルで、基本調査1-7「3、できない」先生の意見書で車いす必要とチェックがある場合は例外申請不要となっていたと思いますが、間違いないでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり。車いすの貸与については市への申請は不要です。  なお、軽度者に対する車いすの貸与については、以下のいずれかに該当する場合に貸与可能です。サービス担当者会議やケアプランに根拠を記載しておいてください。  〔軽度者の福祉用具貸与の判断(車いすの及び車いす付属品)〕  ①対象者のに該当する基本調査の結果において、1-7(歩行)が「3、できない」となっている。  又は、  ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(厚生労働省大臣が定める告示に該当する対象者)に該当している。  ※②については、主治の医師から得た情報と、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。  詳細は、介護保険課最新情報Vol.1296 令和6年8月2日を参照ください。</p>